

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 40 号

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 号中「第 19 条第 2 項」を「第 19 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。